

下関市立大学客員教授等称号付与規程

令和 4 年 7 月 27 日

規 程 第 19 号

改正 令和 7 年 6 月 25 日規程第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学（以下「本学」という。）における客員教授、客員准教授及びアソシエイトフェロー（以下「客員教授等」という。）の称号の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第 2 条 客員教授等の称号は、本学の教育又は研究の発展に貢献すると認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に付与することができる。

- (1) 公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成 19 年規則第 3 号）又は公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成 19 年規則第 4 号）の適用を受けない者で、本学において教育又は研究に従事するもの
- (2) 本学の業務遂行上特に必要と学長が認める者

2 前項各号に該当する者のうち、客員教授の称号を付与することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教授と同等以上の資格があると認められる者
- (2) 企業、研究所、公的機関その他これらに準ずる機関において 15 年以上の実務経験を有し、社会の諸分野において活躍していると認められる者

3 第 1 項各号に該当する者のうち、客員准教授の称号を付与することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の准教授と同等以上の資格があると認められる者
- (2) 企業、研究所、公的機関その他これらに準ずる機関において 10 年以上の実務経験を有し、社会の諸分野において活躍していると認められる者

4 第 1 項各号に該当する者のうち、アソシエイトフェローの称号を付与することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の助手と同等以上の資格があると認められる者
- (2) 企業、研究所、公的機関その他これらに準ずる機関において 5 年以上の実務経験を有し、特定の研究又は業務の遂行に関する能力があると認められる者

(候補者の推薦)

第 3 条 理事長、理事、副学長及び部局長（下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成 19 年規程第 3 号）第 2 条第 2 号に定める部局長をいう。）は、第 2 条第 1 項の規定に該当すると認められる者（以下「候補者」という。）があるときは、次の各号に掲げる書類（任意様式）を添えて、学長に推薦することができる。

(1) 推薦理由書

(2) 履歴書

(3) 業績一覧

(選考手続)

第4条 客員教授等の選考は、前条に規定する推薦があったとき、又は学長が推薦する候補者があるときに、第2条に規定する要件に照らし、学長が行う。

2 前項の場合において、学長は、必要に応じて公立大学法人下関市立大学教員人事評価委員会（以下「教員人事評価委員会」という。）にその審査を付託することができる。

3 前項の規定により、学長から審査を付託されたときは、教員人事評価委員会は、客員教授等の称号付与の妥当性及び付与する称号について審査する。

4 学長は、前項の審査において妥当と判断された場合は、客員教授等の称号の付与を決定する。

(称号の付与)

第5条 客員教授等の称号の付与は、学長が別記様式の証書を交付して行うものとする。

(称号付与の期間)

第6条 客員教授等の称号を付与する期間は、第2条第1項第1号に該当する者にあつては本学において教育又は研究に従事する期間とし、同項第2号に該当する者にあつては本学の業務遂行上適当な期間とする。

(施設等の利用)

第7条 客員教授等は、所定の手続を経て、本学の施設及び設備を利用することができる。

(経費)

第8条 学長は、客員教授等に対し、必要に応じて謝金及び旅費を支給することができる。この場合において、支給する額及び支給方法は、本学の学外講師等に対する支給の例によるものとする。

2 学長は、客員教授等に本学の研究活動を補助させる必要があると認めるときは、研究費を支給することができる。

3 前項の研究費の使用に関しては、別に定めるところによる。

(称号の取消し)

第9条 客員教授等が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、称号を取り消すことができる。

(1) 疾病その他の事由により、本学において教育又は研究の発展に協力できる見込みがなくなったとき。

(2) 本学の規程に違反したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、本学の名誉又は信用を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる行為を行った場合その他付与された称号を保持するのに適格性を欠くと認められる行為があったとき。

附 則

1 この規程は、令和 4 年 7 月 2 7 日から施行する。

2 下関市立大学客員教員選考規程（平成 1 9 年規程第 9 6 号）は、廃止する。

附 則（令和 7 年 6 月 25 日規程第 19 号）

この規程は、令和 7 年 6 月 2 5 日から施行する。

(氏名)

下関市立大学 の称号を付与する
期間は 年 月 日までとする

年 月 日

下関市立大学
学長